

引越しの手続きはお早め

【転出届】転出予定日の30日前から市民課、西支所、加佐分室で届け出ができます。郵送での届け出もできます。マイナンバーカード(署名用電子証明書付き)がある人はマイナンバーにアクセスし、オンラインで届け出もできます。

【転入届】転入の日から14日以内に市民課か西支所で届け出を。転出証明書の発行を受けた人は持参してください。郵送での届け出はできません。

いずれも本人確認のため、マイナンバーカードなどの身分証明書が必要。代理人が窓口で届け出ることもできます(委任状と代理人の身分証明書が必要)。マイナンバーカードを持っている人は持参してください。

【その他の届け出】国民健康保険や福祉医療、水道の使用開

始・休止など手続きが必要な場合があります。市ホームページを確認し手続き・相談を。下コードからアクセス可。

《市民課》

コンビニ交付サービス手数料の減額終了と二時利用停止

コンビニエンスストアで交付する住民票や印鑑証明、戸籍などの証明書の手数料の減額を、3月31日(日)で終了します。4月1日(月)からは、市役所などの窓口手数料と同額になります。引き続き便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。

【日時】3月27日(水)終日

【内容】システムメンテナンスのため次のサービスが利用できません。全ての証明書発行(戸籍証明書交付の利用登録申請)インターネットからの戸籍利用登録申請

市職員(土木・建築・設備技術職)採用試験

令和7年4月採用の土木技術職、建築技術職、設備技術職(電気・機械)の採用試験(各専門試験と面接試験)を実施します。

【第一次試験日】5月5日(例)
【場所】舞鶴市役所
【対象】大学か短期大学などを卒業(見込み含む)し、専門

くみ取り式トイレや浄化槽を使わなくなる時は

家屋の解体や引っ越し、水洗化工事などでくみ取り式トイレや浄化槽を使わなくなる場合は、最終くみ取り・浄化槽の清掃が必要です。また、作業完了時には「最終くみ取り・浄化槽清掃届出書」の提出を。清掃の依頼は各地区担当のし尿収集業者へ。業者は市ホームページで確認を。下コードからアクセス可。

《生活環境課》

子どもの予防接種はお早め

市で実施している定期予防接種には、それぞれ接種期限があり、それを過ぎると有料になります。母子健康手帳を確認し、済んでいない予防接種は早めに済ませ、子どもを病気から守りましょう。小学校就学前の1年間に接種する麻しん風しん混合(MR)2期は、公費負担の接種期限が3月30日(土)までのため注意してください。

パブリック・コメント手続制度を実施

市では、今後進める計画を策定する際、パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき、市民からの意見を踏まえて最終案を作成しています。今回、次の計画案をとりまとめましたので、皆さんからの意見を募集します。なお、提出された意見は、

詳しくは、健康づくり課(☎65・0065)へ。

放課後児童クラブ利用の市民税非課税世帯などに補助

【対象世帯と補助額】
◆令和5年度市民税非課税世帯：令和5年度利用額の2分の1
◆生活保護世帯、中国残留邦人などを支援する法律の適用を受ける世帯：令和5年度利用額の全額
※いずれもおやつ代や保険料などは除く

【申請方法】申請書に必要書類を添えて3月5日(火)〜22日(金)に子ども支援課へ提出(郵送受付不可)。
▼詳しくは、子ども支援課(☎66・1008)へ。

軽自動車・バイクの廃車・名義変更届はお早め

令和6年度の軽自動車税(種別割)は、今年4月1日の所有者に1年分の税額がかかります。軽自動車税(種別割)は月割による還付制度がないため、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをし

ても1年分の税額が課税されるので注意してください。軽自動車・バイクの所有状況に異動があった人は、3月末までに届け出を。
▼詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

3月16日から鉄道ダイヤ改正

3月16日(土)からJR西日本・京都丹後鉄道のダイヤが改正されます。詳しい情報はJR西日本、京都丹後鉄道のホームページで確認してください。
また、JR舞鶴線、京都丹後鉄道のポケット時刻表を、市内の公共施設、JR東舞鶴駅、JR・丹鉄西舞鶴駅で配布します(3月16日以降に配布予定)。

《企画政策課》



その概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します(氏名などは公表しません)。
◆新修・舞鶴市史編さん実施計画(案)
【内容】市制施行80周年記念事業の一環として、本市が歩んできた歴史的経過を的確に未来に継承していくため、改めて取り組む市史編さん事業を計画的かつ効果的に実施するための計画

【募集期間】3月26日(火)まで
【提出方法】様式は自由。住所、氏名、電話番号を記載し「新修・舞鶴市史編さん実施計画(案)に関する意見」と明記し、郵送か持参、フアックス、市ホームページ問い合わせフォームで企画政策課市史編さん係(西総合会館2階)へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。
【計画(案)の公表場所】企画政策課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、各公民館、まなびあむ、東・西図書館、市ホームページにも掲載。下コードからアクセス可。
▼詳しくは、企画政策課(☎68・9556、FAX77・1823)へ。

東地区中心市街地複合施設利用停止

安全確保などの観点から、東地区中心市街地複合施設の利用を3月31日(日)で停止します。
▼詳しくは、産業創造・雇用促進課(☎66・1021)へ。

国民健康保険の被保険者証を更新

現在の国民健康保険証の有効期限は令和6年3月31日(日)までです。新しい国民健康保険証を3月中旬～下旬に世帯主あてに送付します。4月1日(月)からは、新しい国民健康保険証を医療機関に提示してください。

有効期限に注意してください

令和6年12月2日以降、新たな保険証の発行は終了しますが、経過措置により、発行済みの保険証は最大1年間使用できます(75歳になる人や修学により舞鶴市外へ転出している人などは有効期限が異なります)。

有効期限終了後、マイナ保険証を持っていない人には引き続き市から「資格確認書」を郵送します。

次の場合は届け出を(保険料がかかり続ける場合があります)

◆就職や社会保険の被扶養者になるなど、他の健康保険に加入した場合…社会保険証(コピー可)を持参

◆修学のために住民票を異動し転出する場合…在学証明書か学生証(コピー可)など在学习が分かるものを持参

※届け出時は上記の書類の他に、国民健康保険証、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参してください。詳細は市ホームページで確認を。右コードからアクセス可

一度使ってみませんか?マイナンバーカードの保険証利用

転職や引っ越しなどで加入する保険が変わっても、保険者の手続きが完了次第、マイナンバーカードで受診できることや、入院時等に必要限度額適用認定書の申請手続きが不要になるなど、マイナンバーカードの保険証利用にはさまざまなメリットがあります。詳細は厚生労働省ウェブサイトで確認を。右コードからアクセス可。

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1003)へ。